

介護保険制度が変わります!

Vol.1 平成30年度保険料について

平成30年度から介護保険制度がいくつか変更になりました。

今月は65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料について説明します。

給付費基準月額額の保険料が、6300円から7000円増の7000円となります(実際の保険料は所得によって9段階に区分されます。詳細は次頁参照)。

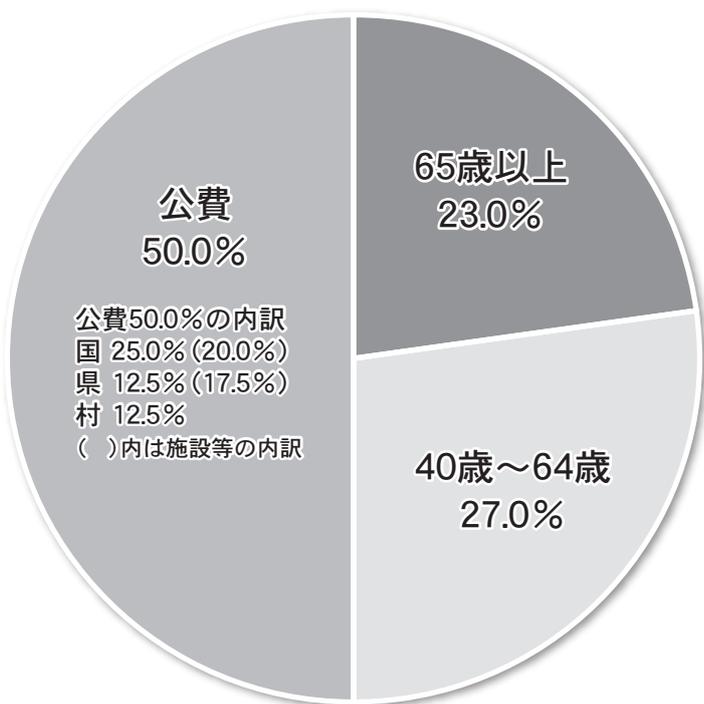
保険料は、これから3年間に見込まれる介護サービス利用の給付費を勘案して算出されます。保険料が変更となる主な要因は次のとおりです。

○65歳以上の負担割合の引き上げ

給付費の財源の内訳が高齢者人口の増加と現役世代の減少などもあり、65歳以上の人の負担する割合が22%から23%へ引き上げられ、40~64歳以上の人が28%から27%へ引き下げになりました。

これによって保険料が390円の増額となります。

介護サービス利用給付費 財源割合



〈円グラフの見方の例〉

○介護サービス利用費を10億円とした場合

- ・ 5億円を国、県、村で負担
- ・ 2億3千万円を65歳以上(1号)の被保険者が負担
- ・ 2億7千万円を40~64歳以上(2号)被保険者が負担

※ 2号被保険者の負担分は加入している医療保険が負担
(総合事業の1号被保険者分含む)

○介護サービスの利用(給付)費の増加

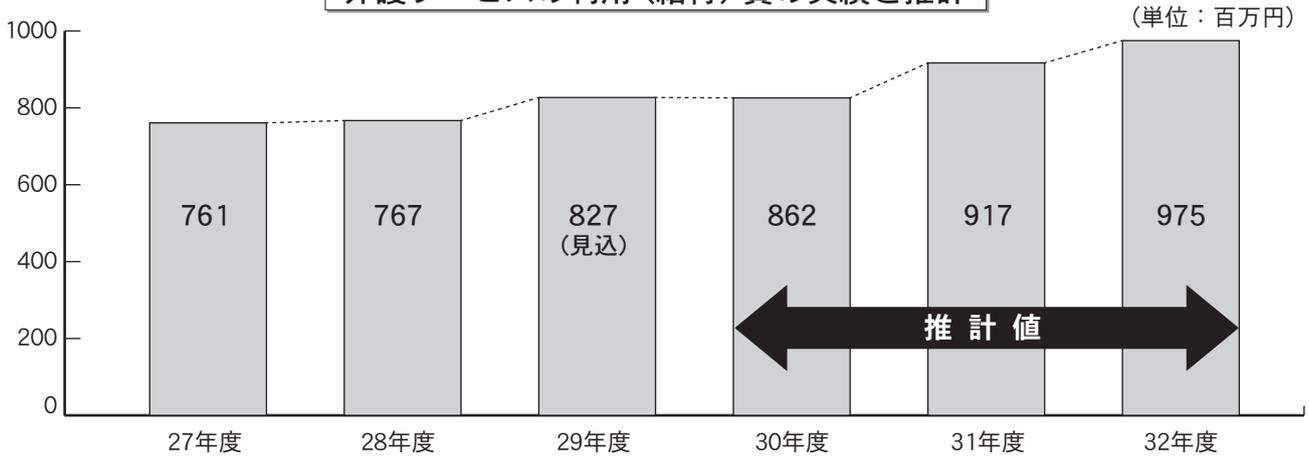
介護サービスを利用することによる費用(給付費)が年々増加しています。特に28年度の後半から29年度にかけて、施設入所分の利用(給付)費が大幅に伸びています。またこれに伴い、高額サービス費(一定の自己負担を超える額をお返しするもの)や低所得者への利用負担の軽減に伴う費用も増えていきます。

更に、サービスを利用することができる要介護認定者も年々増加しており、高齢化に伴い今後増えることが予想されます。

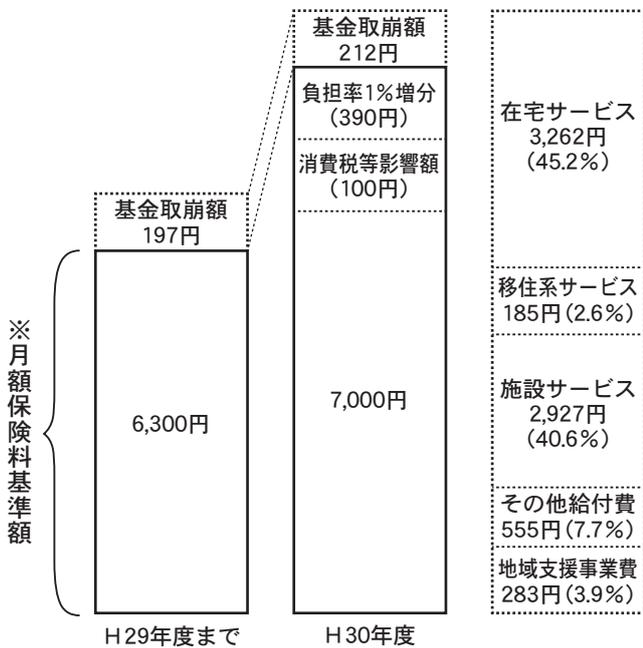
社会的な要因もあります。サービスの利用料の改定に伴い費用がかさむことや、消費税の10%への引き上げによる経費の増加も見込まれることで、今後も給付費の増加が予想されます。

以上の他にも、被保険者数が減少することで、一人あたりの負担が増えてしまうこともあります。

介護サービスの利用（給付）費の実績と推計



月額保険料基準額の内訳



● **極端な増額の緩和**
 増えることばかりを説明しましたが、一方で、保険料の大幅な増加を軽減するために、今まで積み立ててきたお金（基金）を約1500万円取り崩して、負担を和らげるようにしました。

※ 村では第1段階（基準額の50%）から第9段階（基準額の170%）まで設け、負担能力に応じた保険料となっています。

保険料の区分

基準となる月額保険料は7000円ですが、本人の所得の状況（前年の合計所得の金額）や世帯の所得状況（課税世帯・非課税世帯）によって9段階に分けられます。

住民税課税状況		要件（前年の所得等）	所得段階	月額保険料 (円)	年間保険料 (円)
世帯員	本人				
非課税	非課税	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	第1段階	3,150	37,800
		・合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	第2段階	5,250	63,000
		・合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	第3段階	5,250	63,000
課税	課税	・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	第4段階	6,300	75,600
		・合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人(基準額)	第5段階	7,000	84,000
		・合計所得金額が120万円未満の人	第6段階	8,400	100,800
		・合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	第7段階	9,100	109,200
		・合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	第8段階	10,500	126,000
		・合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	第9段階	11,900	142,800

※村では、国や県の補助を受けつつ、第一段階の保険料を50%から45%に引き下げ、低所得者への負担軽減を図っています。
 ※実際の保険料を納める金額は、年間保険料を年金天引きの方は6回、その他の方は8回に分けた額で負担いただきます。